

申告書②

工事現場の労災保険 一括有期事業報告書 (青枠の用紙)

建設業 のみ

〈手続の流れ〉 1. 令和7年4月1日～令和8年3月31日までに終了した元請工事について内容をご記入ください。
2. 会社ゴム印・代表者印を押印の上、青色の返信用封筒にてご返送ください。

Ⓐ 元請工事記入欄

※元請工事について青枠内ご記入ください。元請工事がない場合は「元請工事なし」とご記入ください。

事業の名称

工事内容がわかるよう、
具体的に工事の名称を記入。

事業場の所在地

工事現場の所在地を記入。

事業の期間

工事期間を記入。必ず工事の終了時期が令和7年4月1日～令和8年3月31日であること。

申告書②

※メール提出時は必ずご入力ください。

※P.9を参考にご記入ください。

※実際の作成では、事業の種類が異なる工事は、用紙をわけてご記入ください。

イ. 一括有期事業報告書 元請工事内容記載方法

①上記記載例をご覧のうえ、

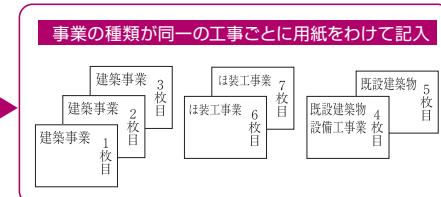
令和7年4月1日～令和8年3月31日までに、終了した元請工事についてご記入ください。

②事業の種類が同一で、同じ月に終了した

請負代金額が**500万円未満**の雑工事は、
「○○工事他〇件」とまとめて記入が可能です。

③事業の種類が異なる工事がある場合は、
一枚の報告書に複数の工事を記入せず、
必ず同じ種類の工事ごと用紙をわけてご記入ください。

④請負金額が消費税を除き1億8000万円未満であること。



提出期限

書類提出/令和8年
4月3日(金)まで

データによる提出について

データをメールにて送信の場合は提出期限が

令和8年4月10日(金)となります。

詳しい内容は本誌の「裏表紙」をご確認ください。

建設業 のみ

ご注意ください! こんな誤り

①下請工事を誤記入

元請工事のみを記入



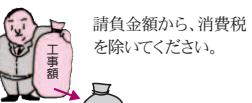
②雑工事を記入しなかった

小額工事は同一種類を月毎まとめて

元請工事は、請負金額にかかわらず、どんな小さな工事も記入しなければなりません。
500万円未満の工事は、同一種類を月ごとにまとめて記入できます。

③消費税を入れてしまった

消費税を除いた請負金額を記入



□. 工事現場の労災保険の保険料計算方法

工事現場の労災保険料は、令和7年度中に終了した元請工事の請負金額に、工事の種類ごとに定められた、下記の労務費率と保険率をかけて計算されます。

おもな工事の事業の種類(工事開始日が令和6年4月1日以降のもの)

事業の種類	おもな該当工事	労務費率	保険率
33 ほ装工事業	・道路、広場、駐車場などのほ装工事 ・砂利などの散布 ・広場、運動場などの展圧、芝張り	17 100	9 1000
35 建築事業	・ビル、木造家屋などの新築、増築、改築 (内部のみの工事を除く) 工事 ・上記に伴う各種設備工事、内装工事 ・門、塀、棚、信号機、広告塔などの建築工事 ・既設建築物の外部の諸工事 ・工作物の解体、移動、取りはずしまたは撤去の工事	23 100	9.5 1000
38 既設建築物設備工事業	・既設建築物の内部のみの各種設備工事、内装工事	23 100	12 1000
36 機械装置の組立て、据付けの事業	・各種機械装置の組立て、据付けの工事	38 100	6 1000
		21 100	その他のもの 100
37 その他の建設事業	・防波堤、岸壁、えん堤、水門、水路、貯水池、プール、砂防設備などの建設工事 ・道路、鉄道、河川の改修、復旧、維持の工事 ・地下タンクの建設、鉄管、コンクリート管などの埋設工事 ・造園、さく井、干拓などの工事 ・開墾、耕地整理または敷地・広場造成の工事 ・工作物の破壊工事	23 100	15 1000